



根津地区 まち協ニュース

第8号 (2016年4月発行)

発行：根津地区まちづくり協議会
 文京区都市計画部地域整備課
 TEL: (03) 3812-7111 (代表)
 内線 2935
 メール: b402400@city.bunkyo.lg.jp
 ホームページ: <http://www.city.bunkyo.lg.jp>

今年度から都市計画手続きに入ります

これまで、根津一・二丁目地区で地区計画の策定に向けて検討を進めてまいりました。今後、6月頃には都市計画法に基づく説明会を開催するなど、都市計画手続きを進めてまいります。

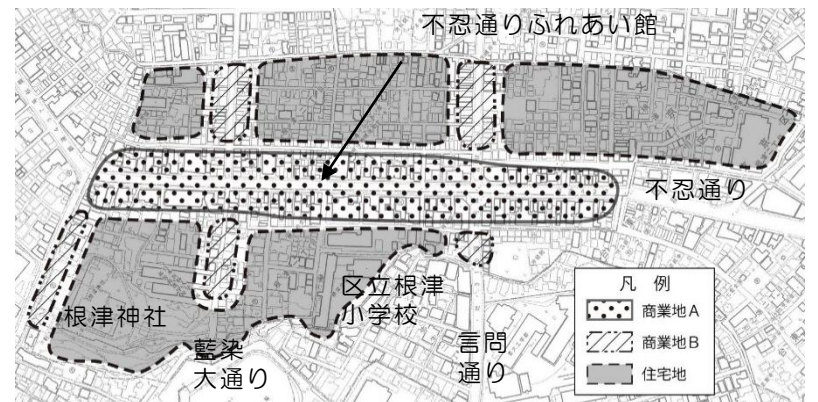
そこで、地区計画の具体的な内容を住民や権利者の皆様へ事前に周知するため、このニュースと合わせて「計画書 案」(資料1)を同封しております。

計画書の見方等について、「地区計画とは(計画書に関する説明)」(資料2)でまとめております。ご不明な点がございましたら、裏面のお問合わせ先にご連絡下さい。

地区計画(案)の内容

これまでの意向調査や説明会、協議会で検討した結果、下記の通り地区計画(案)がまとまりました。今後はこの案をもって都市計画手続きを進めていく予定です。

※：灰色塗りつぶしは、現行から制限を追加するものです。



	商業地 A	商業地 B	住宅地
建物用途の制限	用途地域での制限 +風俗施設、カラオケボックス、パチンコ店、ボーリング場等	用途地域での制限 +カラオケボックス、パチンコ店、ボーリング場等 ※1	用途地域での制限 +カラオケボックス、パチンコ店、ボーリング場等 ※1
敷地面積の最低限度	100 m ² ※2	100 m ² ※2	50 m ² ※2
高さの最高限度	46m (15階建程度)	24m (8階建程度)	14m (4階建程度)
形態又は色彩 その他の意匠の制限	商店街として 調和した街並み	商店街として 調和した街並み	下町風情に配慮し、 落ち着いた色調
垣又はさくの制限	ブロック塀を制限	ブロック塀を制限	ブロック塀を制限

※1：商業地 B・住宅地については、現在の用途制限で風俗施設の建設が既に制限されています。
 ※2：現状の敷地面積が 100 m²または 50 m²未満の場合は、それ以上敷地を分割しなければ建替え可能です。

不適格建築物への対応

根津地区まちづくり協議会で検討を重ねてきた地区計画の案が固まりつつあることを受け、都市計画決定に伴い建物高さが不適格建築物になる恐れがある建築物の権利者やマンション管理組合等に訪問または郵送での案内を通知し、説明してまいりました。

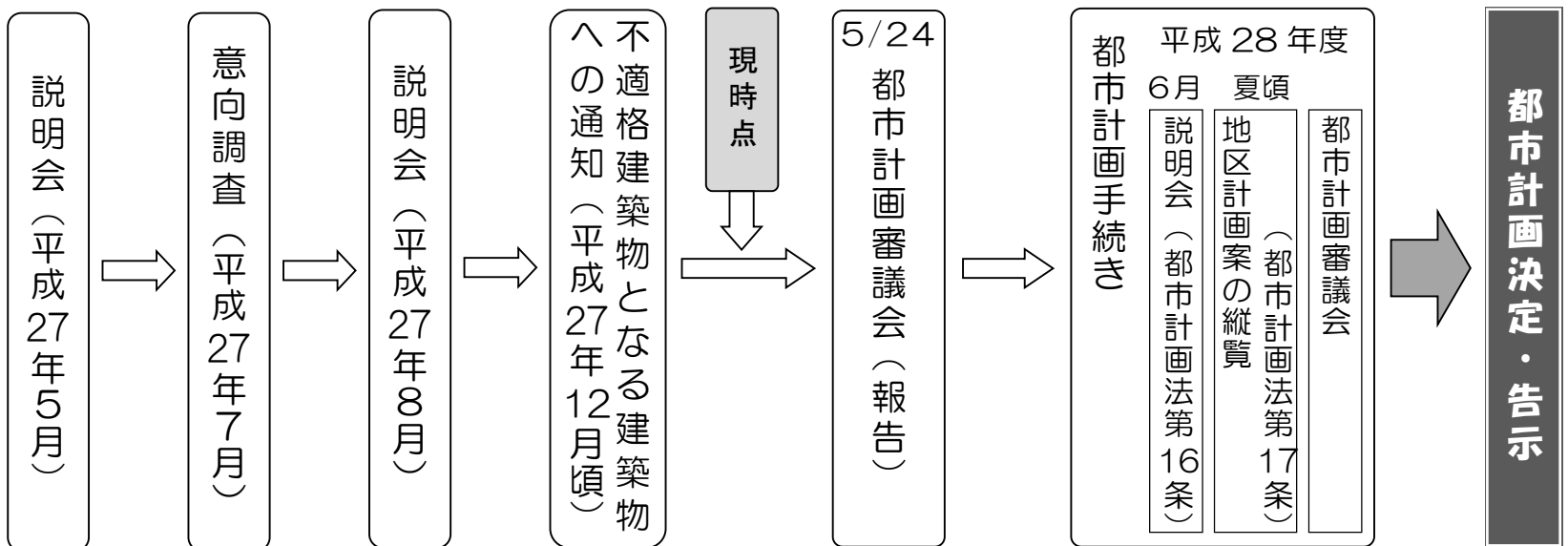
平成 28 年度 第 1 回まちづくり協議会を開催しました！

4月5日と12日にまちづくり協議会を開催しました。各日9名の方にご参加いただき、昨年度成果となる地区計画（案）の内容と、都市計画決定に向けたスケジュールについて確認しました。

(1) 第1回まちづくり協議会での主なご意見

- 地区計画の内容を知らない住民もいると考えられるため、十分な周知をしてほしい。
 - まちづくりに興味のある人や若い人にも説明が聞ける場があれば良い。
 - 説明会等では、地区計画を定めるメリットとデメリットを改めて伝えた方が良い。
- …など

今後のスケジュール



《お問い合わせ先》

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号

文京区都市計画部地域整備課まちづくり担当（担当：上野、眞壁、川合）

TEL: (03) 3812-7111 (代表) 内線 2935 メール: b402400@city.bunkyo.lg.jp

※ 過去の根津のまちづくりの経緯・ニュース・まちづくり基本計画などは下記アドレスでご覧になれます。

<http://www.city.bunkyo.lg.jp/bosai/machizukuri/machidukuri/kekaku/keikaku/nedu.html>